

令和５年度第１回化学物質審議会
産業構造審議会製造産業分科会第１１回化学物質政策小委員会
議事録

日時：令和６年３月１１日（月曜日）１６時５７分～１８時５３分

場所：経済産業省本館１７階第一特別会議室

議題

- （１）化学物質管理政策に関する近時の動向について
- （２）化学物質審議会の審議状況等に関する報告

議事内容

○神田補佐　ただいまから、令和５年度化学物質審議会産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会の合同会議を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ御出席賜りまして、ありがとうございます。

議事に先立ちまして、まず資料の確認をさせていただきます。委員の皆様、お手元のタブレットを用意させていただいております。こちらに資料の１から９まで、また参考資料の１及び２、参考資料２が２つ入っているのですが、こちらPDFで格納しております。もし使い方が分からない、開けない、あるいは画面が別の設定になってしまっているなどいらっしゃいましたら、教えていただければ事務局で対応させていただきます。

資料２に委員名簿がございます。こちらなのですが、委員の御紹介に関しましては、資料２の委員名簿をもって代えさせていただければと思います。

本日、対面とオンラインのハイブリッドで実施しております。織委員、柿本委員、東嶋委員についてはオンラインで御参加いただいております。また、岡市委員の代理としまして、嶋田技術委員長に御出席いただいております。齋藤委員、大口委員については、本日御都合がつかず御欠席となっております。

委員の皆様の机の上にマイクを設置させていただいております。御発言の際には目の前のトークと書いてあるボタンを押していただいて、御発言をお願いいたします。御発言が終わりましたらボタンをもう一度押すとスイッチが切れますので、スイッチをお切りいた

だけだと思います。

なお、本日の会議の模様につきましては、Y o u T u b e において同時配信を行っております。

それでは、開催に当たりまして、担当審議官の浦田から御挨拶させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○浦田審議官 ただいま御紹介いただきました経済産業省製造産業局の浦田でございます。本日は、お忙しい中、多数の委員に御参加いただき、感謝を申し上げます。

本日の会議は、化学物質審議会総会及び産構審化学物質政策小委員会の合同会議でございます。昨年2月以来約1年ぶりの開催ということでございます。この1年間、審議会の個々の部会、あるいはワーキンググループにおきましては、例えば化審法の第一種特定化学物質の指定でありますとか、フロン排出抑制法に基づく指定製品の追加でありますとか、こうした個々の議論について進めていただきました。東海会長初めとする委員の皆様には精力的に御審議いただきまして、大変感謝申し上げる次第でございます。

本日は合同会議でございます。個々の会議で既に御議論いただいていることも含めまして、この1年間の化学物質管理に関する取組状況を網羅的、総合的に御報告させていただく予定にしております。

この1年間、個々の業務を振り返りますと様々な動きがございました。化審法関係では、条約で廃絶対象として採択された物質の第一種特定化学物質への指定に向けた作業でありますとか、条約検討委員会では新規廃絶対象物質の勧告決定もございました。今後採択されれば、第一種特定化学物質の指定に向けた作業が必要となってまいります。また、化審法関係では第二種特定化学物質の指定についても御議論いただいております。

また、化審法につきましては、改正から5年を経過しておりますので、その施行状況について検討していただくための検討会を開催し、報告も頂いております。

また、化管法関係では、令和5年4月の政令改正で対象物質が追加されてございますけれども、その円滑な施行に向けた周知活動、あるいはマニュアルの整備等の作業もございました。

代替フロン対策については、指定製品の追加について審議会でも御議論いただいております。

国際的には、S A I C M に代わる化学物質管理のグローバルな新たな枠組みが採択されましたし、水銀条約において規制対象製品の追加もございました。

また、化学兵器禁止条約につきましては、査察の受入れを着実に進めてまいりました。

こうした個々の業務につきましては、審議会の部会の皆様、それからワーキンググループの皆様から御助言を頂きながら、適切に実施できてきたのではないかと考えているところでございますが、どうしても目の前の作業に追われて、木を見て森を見ずの感がないわけではございません。化学物質の管理強化はグローバルに大きなうねりとなってきたと感じております。

こうした中でかじ取りを間違わないためには、全体を俯瞰して、内外のトレンドを踏まえ、化学物質管理政策を進めていくことが必要であると考えておりまして、そのためには直近の動きを棚卸しして、幅広い関係者からコメントいただくことが有益だと考えてございます。

年に一度の合同会議の開催というものは、まさにそうした意義があると考えております。本日はぜひ忌憚のない、また本質的な御意見を頂戴できればありがたいと考えております。本日はよろしくお願いいたします。

○神田補佐 それでは、化学物質審議会会長、化学物質政策小委員会委員長を務めていただいている東海委員から一言御挨拶を頂いた上で、議事進行をお願いしたいと思います。それでは、東海会長、よろしくお願いいたします。

○東海会長・委員長 御紹介いただきました大阪大学の東海と申します。年度末のお忙しい中お越しいただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど浦田審議官からもありましたけれども、大変いろいろな動向が進んでおります。そういった中で、化学物質管理に関する化学物質管理政策に関しまして、忌憚のない御意見を頂ければと思っております。本日は限られた時間ではありますけれども、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。まず、各説明者から資料３から資料８までを一通り説明いただいた後、質疑応答及び意見交換の時間を設けたいと思います。事務局である経済産業省化学物質管理課のほか、資料８、CMP（仮称）構想に関しましては、CMPタスクフォースリーダーとして古田様から御説明いただきます。

それでは、資料３から順に説明をお願いいたします。

○西山課長 それでは、皆さん、お手元の資料３をお開けください。管理課の西山です。本日はよろしくお願いいたします。

２ページを開いていただきますと、化学物質管理に関する国内法令を整理した表になり

ますが、本日は緑色で囲んでいるものを御説明させていただきます。

特徴といたしましては、直接的な暴露ではなく環境経由での暴露を対象としたもの、あるいは長期的な毒性を取り扱っているものが多い点になります。様々な化学物質を対象としている化審法、化管法のほか、フロンや水銀といった特定の物質を対象とする制度もありまして、各法令に固有の措置を設けているところです。各法令に基づく取組については以降の発表の中で御説明申し上げます。

3 ページを御覧ください。化学物質管理政策の特徴として、右側にありますストックホルム条約から水銀に関する水俣条約までのように、条約と関連する国内法が両方対になって存在しているものが多いということになっております。

4 ページを御覧ください。まず、全体でポイント5つぐらい申し上げます。

1 点目ですけれども、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、いわゆる頭文字を取りまして P O P s 条約と呼ばれているものについての動向です。P O P s 条約においては、締約国によりまして対象追加に関する提案があった化学物質について、P O P s 検討委員会において図にありますようにスクリーニングからリスクプロファイル、そしてリスク管理評価書の作成を経まして、締約国会議において廃絶等の対象となる化学物質の追加決定がされるところです。

最近の動きとしましては、2023 年 10 月の検討委員会におきまして、中鎖塩素化パラフィン及び長鎖 P F C A の廃絶対象追加を、そして 2025 年の締約国会議にこれを勧告すること等が決定されたところであります。

5 ページ目を御覧ください。5 ページには対象物質の一覧を掲載しているところです。2023 年 5 月の締約国会議では、デクロランプラス、U V 328、メトキシクロルを附属書 A の廃絶対象に追加することが決定され、現在化審法における対応を進めているところであります。

6 ページ目です。2 つ目のポイントですが、化学物質の輸出に当たっての事前通報、同意手続を定めていますロッテルダム条約についても、おおむね P O P s 条約と同様の構造、スケジュールで、対象化学物質に関する議論が行われているところです。

最近の検討委員会においては、駆除剤として用いられる臭化メチル及びパラコートの対象物質追加を 2025 年の締約国会議に勧告すること等が決定されたところであります。

ページをめくっていただきまして 7 ページ、全体の 3 番目ですけれども、化学物質管理に関する新たな枠組みとして、グローバル・フレームワーク・オン・ケミカルズ (G F C)

が昨年 9 月に採択されています。これは 2006 年に策定されたいわゆる S A I C M の後継となる枠組みとして、2015 年頃から検討が進められてきたものです。

G F C は条約とは異なりまして、法的拘束力を有するものではありませんが、マルチセクターにおけるマルチステークホルダーによる化学物質管理の枠組みであり、ライフサイクル、すなわち化学物質の製造から製品への使用、廃棄までを通じた管理を掲げているところでもあります。

8 ページを御覧ください。8 ページが G F C の具体的な文書構成となっています。5 つの戦略目的がありまして、能力、法制度の整備から 5 つ目の意思決定プロセスへの統合といったものが掲げられておりまして、これらを実現するためのターゲットが設定されています。

また、実施に当たってのプロセスとして、懸念課題の特定や能力形成方法、資金確保に関するアプローチについても規定されておりまして、検討に当たっては U N E P に設置される予定の科学・政策パネルや他の国際会議と連携しながら進めていくことが定められています。これに基づきまして、今後、国内の実施計画の策定等が進んでいくことが予定されているところです。

4 つ目ですけれども、9 ページを御覧ください。O E C D におきましても、化学物質に関する議論を行う場として、化学品・バイオ技術委員会（C B C）がありまして、その下に 12 の作業部会が設置されています。具体的には化学物質の試験方法を定めるテストガイドラインなどの作成を担っているところです。直近では 2 月に委員会が開催されまして、化学物質の適正な管理のための A I の利用などが議題とされているところです。

最後に 5 点目、10 ページです。水銀に関する水俣条約です。これは、水銀及び水銀化合物の人為的排出から人の健康及び環境を保護することを目的としておりまして、採掘から流通、使用、廃棄に至る水銀のライフサイクルにわたる適正な管理と排出の削減を定めています。水俣条約を国内実施するための主たる法律が水銀汚染防止法です。特定水銀使用製品の製造禁止などの規制が設けられているところです。

11 ページです。水銀ですけれども、昨年 11 月の締約国会議におきまして、蛍光ランプの製造などをその種類に応じ 2027 年末までに段階的に廃止することや、水俣条約上の水銀汚染廃棄物の閾値等が決定されたところです。

蛍光ランプは期限以降の製造及び輸出入が廃止されますが、廃止期限後においても在庫品の流通、販売や既存製品の継続使用は可能となります。他方で、現在も広く使用されて

いるものであるため、しっかりと周知を行っていきたい考えであります。

12 ページを御覧ください。水銀汚染防止法は、2017 年に施行され、法施行から 5 年を経過したことから、法施行状況の措置の検討のため、経済産業省、環境省合同で水銀汚染防止法に関する法施行状況点検検討会を設置し、令和 4 年度から 5 年度にかけまして計 5 回の検討会を開催し、本年 2 月に報告書を取りまとめました。報告書の概要及び本体は、参考資料 2 として配付させていただいております。

同検討会におきましては、規制対象となる製品の追加や回収などの強化に当たって、事業者・自治体・消費者等、関係者の理解と協力を得ながら取組を進めていくことが不可欠であり、制度の周知などにも力を入れていくことの必要性が示されたところであります。

引き続き、経産省、環境省で密接な連携を図りながら取組を進めます。

続いて、化審法等の法令について、各室の室長から説明させます。

○内野室長 化学物質安全室長の内野でございます。続いて資料 4、化審法の概要と最近の動向に基づいて御説明させていただきます。

2 ページでございます。この 1 年間の動向、トピックスをまとめさせていただいております。制度の柱ごとに 1 つずつ挙げさせていただいておりますが、順に御説明させていただきます。

5 ページ目でございます。化審法の柱の 1 つ、新規化学物質の事前審査制度に係るトピックスとして、大きく 2 つの項目を挙げさせていただいております。

まず 1 点目は、新規化学物質の分解性の類推に基づく判定の運用を明確化したことでございます。新規化学物質につきましては、上市する前に事業者にデータを採っていただいて、それを国が事前審査した上で上市できるといった制度になっておりますけれども、分解性につきましては、これまで多くの化学物質の分解性のデータを活用していくという考え方の下で、新しく評価したい化学物質に類似した構造の化学物質で、既に難分解性（変化物なし）という判定がある化学物質については、そのデータに基づいて試験を新たに実施せずとも、新規化学物質について難分解性という判定ができるようにしたところです。こちら昨年 12 月に審査部会の専門家の委員の先生方に御審議いただきまして、ちょうど本日リリースしたところです。

続いて 2 点目でございますが、OECD の GLP 制度に基づく査察をおよそ 10 年ぶりに日本でしていただいたところです。昨年 10 月に査察官の方々にお越しいたいて、我が国の化学物質 GLP 制度における監視の在り方、そして実際に GLP の試験施設にも行

っていただいて、その実施状況についても評価していただきました。査察官の方々からは、特に問題点なしという御評価を頂戴したところでございます。

続いて、上市後の化学物質の継続的な管理措置についてです。

7 ページ目でございます。化審法に基づいて上市後の既存化学物質につきましても、毎年度年間 1 トン以上製造・輸入する事業者におかれては、製造・輸入数量を届け出ていただくことになっております。その中で全国での合計の製造・輸入数量が 10 トンを超えるものにつきましては、毎年スクリーニング評価として、有害性と環境への排出量の 2 軸で評価させていただいております。その上でリスク懸念がないとは言えない物質について、優先評価化学物質に指定させていただいて、詳細なリスク評価を進めさせていただいているところです。

こちらについて、昨年 11 月にスクリーニング評価を実施しまして、新しく優先評価化学物質に 12 物質指定することになりましたので、来年度に告示させていただく予定です。その上でリスク評価を順次進めた上で、環境中に広く残留するおそれがあるという判定を頂いたものについては、第二種特定化学物質に指定することになっております。その制度については 8 ページ目に記載させていただきますが、ここでは御説明を割愛させていただきます。

9 ページ目でございますが、化審法のスクリーニング評価、リスク評価の枠組みで初めて第二種特定化学物質を指定することになったところです。具体的には、N P E につきましては、界面活性剤として幅広い産業分野で使用されているところでございますけれども、化審法でも優先評価化学物質に指定させていただいた上で、数年間リスク評価させていただきました。

その結果、昨年 1 月の 3 省の合同審議会で、N P E については生態影響の観点で相当広範な地域の環境において相当程度残留しており、生活環境動植物の生息または生育に係る被害を生ずるおそれと認められるといったリスク評価をしていただいたことを踏まえまして、昨年 9 月の審議会で N P E を改めて第二種特定化学物質に指定するという御判断を頂いたところです。

現在、法律上の手続を進めてございますが、N P E が第二種特定化学物質に指定された際には、実際の製造・輸入数量の実績だけではなくて、予定数量を事前に届け出ていただくといった義務が課されることになります。

続いて 10 ページ目でございます。N P E の第二種特定化学物質の指定については、化

学物質そのものへの規制だけではなくて、N P Eが使用されている製品への規制もかけ得ることとなっております。それについて3省合同審議会で昨年9月に御審議いただいた結果として、技術上の指針、そして表示の義務が課される製品としては、N P Eを含む水系洗浄剤を指定させていただくことになりました。

このページの下に「今後の予定」として記載させていただいておりますが、事情によっては前後する可能性もございますことを御承知おきいただきつつ、早ければ来年の春以降に第二種特定化学物質としての指定をさせていただく予定です。

続いて、11 ページ目でございますが、化学物質の性状等に応じた規制及び措置についてです。

13 ページは、先ほども御説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

14 ページでございます。ストックホルム条約を受けて、国内では化審法で第一種特定化学物質に指定することとなっております。まず1つ目でございますが、令和4年、一昨年の6月に開催された第10回締約国会議で、いわゆるP F A Sと呼ばれるものの一種でございますが、ペルフルオロヘキサンスルホン酸（P F H x S）もしくはその異性体またはこれらの塩及びP F H x S関連物質を廃絶対象物質とすることになりました。これを踏まえまして、化審法でも第一種特定化学物質に指定すること、そしてP F H x S等が入っている場合に製品としての輸入を禁止するものなどを御審議いただいて、明確化させていただいたところです。

15 ページ目でございます。こちらでもストックホルム条約を受けた対応でございますが、昨年5月の第11回締約国会議を踏まえて、メトキシクロル、デクロランプラス及びUV 328につきましても、第一種特定化学物質に指定すべきという御判断を、昨年7月に審査部会で頂いたところであります。それを踏まえて、昨年11月に安全対策部会においてこれらの物質が含まれている場合に、輸入を禁止する製品についても御審議いただきました。その結果については15ページに記載のとおりでございます。

続いて16 ページ目でございます。こちらはストックホルム条約第9回締約国会議に基づく措置です。2019年のことですが、P F O A関連物質について、既に廃絶対象が決まった上で、それが具体的にどの物質を含むのかについて、ストックホルム条約の事務局が提示する物質リストの内容に多少変更があったところも踏まえまして、化審法の審議会でも過去2回において御審議させていただいたところです。

その上で、P F O A関連物質については、個別具体の物質を明確化するよりも前に、どう

いったものがPFOAに分解し得る物質なのかという、物質の定義のような、いわゆる「外延」を定めた上で、それを政令に指定して、個別具体の物質を省令に定めるといった方向性とさせていただくべく、昨年12月に改めてPFOAに分解し得る物質の大まかな要素も含めて御審議いただいたところです。

PFOA関連物質の中では、一部代替不可能な用途につきましては、ストックホルム条約でも適用除外用途と認められたことが前提で、かつその期間に限り化審法でもいわゆるエッセンシャルユースを認めることができる規定となっております。この中で、ペルフルオロオクチルヨージド(PFOI)につきましては、医薬品の製造を目的としたPFOBを製造するために不可欠であるということ、そして8:2フルオロテロマーアルコールにつきましては、医療機器の製造を目的としたPFMAという物質を製造するために必要不可欠であるといったことが分かりましたので、これらの2物質につきましては、代替不可能の用途、エッセンシャルユースとして別途政令に定める予定で審議会でも御了承いただいたところです。

17 ページに、今申し上げた第一種特定化学物質に指定する予定のスケジュール感についてお示ししてございます。

PFHxSにつきましては、第一種特定化学物質の指定については2月1日に指定済みでございますが、今後輸入禁止製品の指定などについては、6月1日を予定しております。

メトキシクロル、デクロランプラス、UV328、そしてPFOAの異性体や関連物質につきましては、ここにお示ししておるスケジュール感で進める予定ですが、状況によって変わる予定もございます。いずれにしても、現在、法律上の手続を進めているところです。

最後に、化審法施行状況検討会について御説明させていただきます。

19 ページ目でございます。化審法は、1973年につくられた法律でございます。ちょうど昨年に制定後50年を迎えた法律でございます。また、直近の改正は平成29年でございます。今年1月に完全施行後丸5年を迎えたところです。前回の改正時に、附則第5条に書かれているように、法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすると言われていたところでございますので、まずは経産省の中でこういった政策効果の振り返りも含め、施行状況検討会を昨年12月から1月の末にかけ、計3回にかけて議論させていただいたところです。

委員構成は左側の表にございますとおり、本日の審議会にも御出席いただいております

東海会長、須方委員、蒲生委員、柿本委員、織委員にも御参画いただきました。

20 ページ目でございます。まず、前回改正は大きく2つございまして、その1点目の改正概要と評価について御説明させていただきます。

まず、新規化学物質の審査特例制度には、低生産量新規化学物質制度、少量新規化学物質の2つの特例制度がございます。平成29年の改正前までは、それぞれ全国での製造・輸入数量が10トン、または1トンと数量上限を設けた上で、その上限まではデータがなくても製造・輸入が可能とするといった制度でございました。

したがって、例えば少量新規化学物質で偶然にも同じ新規化学物質を複数の事業者さんが作りたいと、化審法の申出をされた場合においては、我々で数量を全国で1トンに収まるように調整させていただいておりました。平成29年の改正で、この1トン、10トンの数量上限を環境排出量ベースに置き換えるという改正をさせていただきました。これに基づきまして、製造・輸入の数量だけではなく、その用途とのかけ合わせで環境排出量を算出し、それが1トン、10トンの限りであれば、各事業者さんは最大で年間1トンまでは新規化学物質を製造・輸入できるという制度に改正させていただきました。

その改正の政策効果については、21 ページに表をお示ししております。左側が低生産量新規化学物質の申出件数の推移と数量調整件数などのデータでございまして、右側が少量新規化学物質でございます。いずれの制度におきましても、我々で数量を調整するということが8割減少しております。特に少量新規化学物質につきましては、申出件数が改正前は3万5,000件を超えていたところが、改正後は1万件近く減ったというところであれば、事業者の皆様も確実にというところであれですけれども、用途をしっかりと併せて申し出ただけであれば、希望どおりの1トンを製造・輸入することが増え、結果として事業の予見可能性が高まったという御評価を頂いたところです。

続いて22 ページでございます。改正のもう一点目としましては、特定一般化学物質、また特定新規化学物質というカテゴリーを新たに設けたところです。化審法では、既存化学物質については有害性と環境排出量のリスクの2軸で評価しておりますが、新規化学物質の審査の過程で非常に毒性が強いということが分かった場合においては、あらかじめ、国でその製造・輸入を行う事業者に対して特定新規化学物質もしくは特定一般化学物質であることを伝えて、それをサプライチェーンの川下まで伝達するという努力義務を課すことができるようになりました。

右側がこれまでの判定結果です。表は同じ物質でもダブルカウントしているものがござ

いますが、物質としては人健康影響物質で8物質、生態影響では13物質を特定新規化学物質として判定したところでございます。

23 ページ目でございます。こちらの施行状況検討会では、こういった政策効果に加えて、前回の法改正のときの国会審議の際に、衆・参両院から頂戴した附帯決議の取組状況についても御報告させていただきました。全体7項目にまとめておりますが、例えば少量新規や低生産量新規化学物質に環境排出量の概念を設ける際に、その用途とのかけ合わせで環境排出量を計算する際の、いわゆる排出係数と呼ばれるものですが、排出係数の設定は安全側に立ってしっかり行うこと、ですとか、用途情報を出す際にも事業者の機微情報であるということをしっかり念頭に置きながら確認すること、あるいはスクリーニング評価、リスク評価といったことに関しても、合理化や加速化を進めることについて、附帯決議でもお示しいただいたところについて、この5年間の化審法の取組状況についてこの検討会で御報告させていただき、御評価いただいたところです。

資料4については以上でございます。

続いて資料5、化学物質排出把握管理促進法の施行状況について御説明させていただきます。

2 ページ目に最近のトピックスとしてまとめて記載させていただいておりますので、順次御説明させていただきます。

まず3 ページ目でございます。こちらは、化管法の対象化学物質を変更させていただいたことについてです。昨年4月に改正政令を施行させていただきまして、改正前ですと第一種指定化学物質462物質だったところが、改正後は515物質が対象になりました。また、第二種指定化学物質につきましても、改正前は100物質が対象だったところが、改正後は134物質になっております。そして、今年の4月、令和6年度から新しい対象物質でのP R T Rの届出を事業者の皆様にしていただくことになっております。

4 ページ目でございますが、こういった対象物質の入替えなどもございましたので、円滑な施行に向けた取組を今年度しっかりさせていただいたところです。

まず、P R T Rの届出システムでございます。こちらは、まだユーザーの皆様に使いたいところがございましたので、例えばアカウントロックの解除を自分でできるようにするとか、軽微ではありますが、事業者の皆様にとっては利便性の高い改修もさせていただきました。

そして、P R T Rけんさくんで我々のP R T Rの取りまとめたデータを情報提供させて

いただいているのですけれども、こういったシステムにも新しい物質が検索できるような改修について取り組んでおります。

続いて、5 ページ目はSDS 制度に関連するところですが、対象化学物質について大まかなGHS 分類は既に済んでいるのですけれども、さらにきめ細かい分類作業はNITE とともに進めさせていただいていることですか、SDS 制度は安衛法、毒劇法という厚労省の法律でも持っている制度でございますので、厚労省さんと一緒にこういったパンフレットで事業者の皆様の理解を進めていただくような取組もしているところです。

また、6 ページ目でございますが、例年、化学物質管理制度についてはセミナーをさせていただいているのですが、今年度は化管法のこういった政令改正について重点的に取り組みました。工夫としましては、化管法の理解度に応じて、3 パターンのセミナーを構成したところです。実務に関すること、あるいは基礎的なこと、今般の改正に特化した内容、このように3 種類プログラムを組み直しまして、厚労省の安衛法の御担当の方にも参画いただきまして、事業者の方々が御自分の一番知りたいことについてまとめて理解していただけるようなプログラム上の工夫をいたしました。

その結果として、オンラインの参加者数、あるいはその後、オンデマンドでも配信させていただいたのですが、いずれも昨年度よりも倍近い方々に聞いていただいたり、参画いただいたりしたところです。

続いて、7 ページ目でございます。こちらは例年の取組でございますが、PTR の届出を事業者の皆様からしていただいたものを取りまとめて公表させていただきました。2 月末にプレスリリースもさせていただいておりますが、全体傾向として排出量、移動量は総じて漸減傾向にあるところです。こちらは、実際の化学工場の稼働率などに応じて増減することもございますけれども、トレンドとしては漸減していると考えております。

続いて8 ページ目でございますが、こういった届出については、NITE で届出システムを整えているわけですが、やはり電子化を進めていただくことは、事業者の方々、そして我々受取手の行政も業務効率の観点で非常に大事だということでありまして、この数年はシステムの電子化届出をセミナーなどを通じてしっかりと普及啓発等させていただいているところです。足元、令和4 年度の電子届出率も8 割を超えることができました。

また、個別の取組として9 ページ目でございますが、少し細かい表で恐縮ですが、業種別の紙届出あるいは電子届出などについて、一覧でお示しさせていただいております。一番上の燃料小売業がどうしても届出の件数自体も非常に多いですが、それによって書面の

届出も依然として 2,000 件ほどございましたので、こういった燃料小売業の事業者に対しては、経済産業省、または地方自治体の方の御助力も得ながら、電子届出に切り替えていただくようなお願いをさせていただいたところです。

また、その際にどういうメリットがあるのかといったことも分かりやすく理解していただくためのチラシも今回初めて作成して、配布したところです。こういった取組を通じながら、電子化に関する環境整備を進めていきたいと考えております。

最後 10 ページ目でございますが、化管法の政令改正をさせていただいたところで、今までは磁気ディスクの交付だけで各所管大臣等に対する P R T R データをお届けしておりましたが、改正後はシステムを通じても所管大臣等に対して所管の P R T R のデータをお伝えすることができるようになりました。

最後 11 ページ目でございますが、令和 4 年 11 月に化学物質管理指針を変えさせていただいた際に、災害時の対応も明記されたことを踏まえまして、環境省と一緒に災害が発生したときでも化学物質の漏えい等が起きないようにするような取組、こちら事業者さんにかなり御協力いただいて、写真など分かりやすい形で御提供するような事例集をまとめさせていただき、今年 2 月に公表しました。

資料 5 の説明は以上でございます。

○畑下室長 続きまして、資料 6 について御説明したいと思います。オゾン層保護等推進室長の畑下です。よろしくお願いいたします。

まず 1 ページ目を御覧ください。2050 年のカーボンニュートラルの実現に向け、代替フロン（H F C）の削減を着実に進めるため、オゾン層保護法及びフロン排出抑制法に基づき、フロン類のライフサイクル全般にわたり、蛇口、上流、中流、下流ごとに施策を進めてまいりました。蛇口についてオゾン層保護法、上流、中流についてはフロン排出抑制法における各施策において次のページから御説明したいと思います。

2 ページ目を御覧ください。まず、蛇口対策として、モントリオール議定書キガリ改正を着実に履行するため、オゾン層保護法に基づく基準限度を決め、それを超えないよう製造量、輸入量の割当てを実施し、代替フロンの消費量、製造量を段階的に削減しています。

図の緑色の階段がモントリオール議定書キガリ改正に沿った我が国の代替フロンの基準限度となります。これを超えないように赤い線で示されたフロン類使用見通しに沿って、オゾン層保護法でフロン類の製造量と輸入量を割り当てているところでございます。

割当ての結果、代替フロンの消費量が基準限度を下回っておりますので、このままいけ

ば 2024 年に大きく下がる基準限度をクリアできる見込みと考えております。ただ、今後は 2029 年に基準限度が 70%に大幅に削減されますが、着実に基準限度を下回るよう、引き続き割当てを着実に運用してまいります。

続いて 3 ページ目を御覧ください。上流対策の 1 つとして、本年度から 5 年間のグリーン冷媒・機器開発事業を実施しています。最終的に、地球温暖化係数（GWP）が 10 以下の冷媒の開発とその適用機器の開発を支援しています。2018 年度から 2022 年度までの事業において、新たに開発された冷媒には省エネ性の低下や安全性などの課題がございます。この課題を解決するべく、最適な混合冷媒の開発とこれに対応した機器の開発支援を行うことで、代替冷媒の目途がついていないエアコン分野や小型業務用冷蔵庫の分野でフロンの代替を進めてまいりたいと思っております。

続いて、4 ページ目を御覧ください。同じく上流の対策の 1 つとして、フロン排出抑制法に基づく指定製品制度の取組状況について御紹介したいと思います。この制度は、フロンのトップランナー制度と呼ばれており、製品分野ごとに使用される冷媒の地球温暖化係数の目標値とこれを達成する目標年度を定めております。2022 年のフロンワーキングにおいて、ブルーにハイライトした 6 製品を新たに追加することが決まりました。

続いて 5 ページ目を御覧ください。昨年のフロンワーキングにおきまして、新たに 3 つの製品カテゴリーで目標値・目標年度を設定することが決まりましたので、現在関係する省令・告示案の作成を進めているところでございます。

このように製品カテゴリーをさらに増やしていくことも重要ではありますが、すでに指定された製品カテゴリーでも目標とする GWP がいまだに高いものがございます。そのため、これらの目標 GWP をさらに引き下げられないかということについて、製造事業者の皆様と現在検討を進めているところでございます。

続いて、6 ページ目を御覧ください。中流対策としてフロン使用機器からの漏えい防止対策の遠隔監視システムの導入を推進しているところでございます。フロン排出抑制法では、フロンの使用時漏えいを防止するべく、3 ヶ月に 1 回の簡易点検を機器の管理者に義務づけているところでございます。

一方で、この点検によって漏えいを発見するだけではなく、機器の状態値を計測して、それを正常値と比較することで、漏えいの可能性を検知できるシステムがすでに市場で販売されております。そのため、その性能について一定の要件を満たすことで、漏えい検知に必要な措置が講じられている場合には、フロン排出抑制法に規定されている簡易点検に

変えることができる旨の告示改正を 2022 年 8 月に行ったところでございます。

7 ページ以降につきましては参考資料となりますので、御説明については割愛させていただきます。

資料の説明は以上となります。

○田村室長　　続きまして、化学兵器・麻薬原料等規制対策室長の田村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

化学兵器禁止法の施行状況と動向について資料 7 を用いて御説明したいと思います。

まず 1 ページ目を御覧ください。化学兵器禁止法では、化学兵器禁止条約に基づいてサリンなどの特定物質を許可制にするとともに、化学兵器の原料となり得る指定物質を製造する事業所の状況を毎年、化学兵器禁止機関（O P C W）に申告しているところでございます。

また、この申告内容に基づいて、O P C W が選定した事業所への国際検査を受け入れております。トピックスの欄にございますけれども、昨年は 16 件の国際検査を受け入れて、全て問題なく終了しております。

O P C W への申告に当たっては、毎年該当する事業所から指定物質の生産量などを届出てもらっておりますけれども、この手続を電子化いたしました。既に 8 割を超える届出が電子的に提出されているところでございます。

最後のトピックスでございますけれども、毒性のないサキシトキシン鏡像異性体についてでございます。これは、昨年のこの場で検討中ということで御紹介いたしましたけれども、有識者の御意見も踏まえまして、条約と同様に我が国の化兵法でも対象としないということとして、その旨を昨年 3 月末に公表しているところでございます。

2 ページ目を御覧ください。こちらが国際検査の受入件数をグラフ化したものになります。新型コロナウイルス感染拡大によりまして、2020 年、それから 2021 年と件数が大幅に減ってございましたけれども、現在は年間 15 程度の国際検査を受け入れているところでございます。

次、3 ページ目をお願いいたします。こちらが届出件数の推移をグラフ化したものになります。届出件数はほぼ変わっておりません。ただ、注目いただきたいのは、令和 4 年度と令和 5 年度の部分に赤線で示している電子化率になります。既に 8 割を超える電子化率を達成しておりまして、これからも実績を積み上げながら、さらに使いやすいものにしていきたいと考えております。

これ以降は参考資料になりますので、説明は割愛させていただきます。

私からの説明は以上になります。

○東海会長・委員長 化学物質規制に関する国際的な動向やこうした変化を踏まえた国内制度の動きは、サプライチェーンの川上に位置する化学産業はもちろん、部品や最終製品を製造する事業者にも影響を与えます。こうした観点から、CMPタスクフォースリーダーの古田様から、直近の産業界における取組について伺います。古田様、お願いします。

○古田様 ただいま御紹介いただきましたCMPタスクフォースで全体の取りまとめを担当しておりますキャノンの古田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、CMPの構想について御説明申し上げたいと思います。

2 ページ目、本日御説明する内容は以下のとおりでございます。

3 ページ目に参りますが、まず製品含有化学物質管理の重要性ということで御説明いたします。日本の化審法初めヨーロッパではREACH、それから電気製品においてはRoHS、自動車においてはELVなど、様々な製品に含まれる化学物質に対する規制が強化されております。

一方、我々メーカーサイドとしましては、化学業界さん、それから部品業界さん、最終的なセットメーカーに至るまで、こういった化学物質に対する規制の中で、材料の中でどういう物質が使われているかということサプライチェーンを通じて情報収集して、製品開発並びに製造しているということでございます。

4 ページ目に参ります。例を挙げさせていただきましたが、このような単純なコネクタケーブルにつきましても、ケーブルを作る材料並びにそれを加工していただくメーカーさん、さらにコネクタを構成する材料並びにそれを加工するメーカーさんといった形で、情報がサプライチェーンの中できちっと伝達されながら、法規制に準拠した製品を作らせていただいているということでございます。

従来は、こういった問題に我々サプライチェーンの中で効率的に、なおかつきちっと遵守するためにやってまいりました課題並びに取組としては、電機電子においては国際規格をつくり、サプライチェーンで共通な化学物質に対して共通なフォーマットでデータを頂くという取組をさせていただいております。また、自動車に関しては国際的にデファクトとなっていますIMDSというシステムにデータを登録することで進めさせていただいております。

ただ、ここへきて電機並びに自動車は垣根を越えた産業になりつつあります。こういっ

たことを含めて、次世代のシステムがどうあるべきかということに関して、ここ3年ぐらい自動車業界、化学業界、部品業界並びに電機業界で議論を進めてまいりました。

5 ページ目に参ります。現在の状況としましては、先ほど申しました国際規格に準拠した方法で情報収集させていただいているのですけれども、これはセットメーカー側からサプライヤーさんにこういう情報を開示してくださいというお願いをし、さらにサプライヤーさんがそのサプライヤーさんにお問い合わせすると、ある意味バケツリレーのような形で情報の提供をお願いし、また最上流のメーカーさんからその回答を得てくるという形で運用しております。これですと法律が厳しくなったり、改正されたりしていきますと、一回一回サプライチェーン全体を遡って情報収集していくという形になってまいります。非常に時間もかかりますし、我々サプライチェーンが今やグローバルに展開されているという中で考えますと、非常に多くの時間並びに業務負荷をかけた調査並びに情報収集という形になっております。

一方で、化学メーカーさんからしてみれば、こういった化学物質に対する情報というのは、ある意味企業機密に関する部分も非常に多くあります。こういった企業秘密に関する部分をきちっと担保しながら、正確な情報をいかに早く集めていくかということが問われていると考えております。

このような議論の中で目指すべき姿として私どもが設定したのは、サプライチェーンをブロックチェーンでつないでいって、例えば法律の改正があった場合に、法律の改正に対してブロックチェーン上で上流メーカーさんから情報が流れていくと。一度サプライチェーンをきちっとブロックチェーンでつないでしまえば、情報が変わったときも瞬時に川下メーカーまで情報が流れていくといった仕組みをつくっていくことが、産業界として必要ではないかということを議論してまいりました。

こういった化学物質の情報伝達に関する議論を進めていたわけですが、さらにここへきて循環型社会を考えていった場合、資源循環に関する情報もCMPの中に載せられるのではないかと考えております。詳しくは次のページで御説明申し上げます。

また、こういったサプライチェーンの情報に関しては、グローバル連携が必須であるということです。現在策定が進んでいる国際規格を意識しながら、この取組を進めていくことが必要だということを考えております。

7 ページ目をお願いします。先ほど資源循環情報もCMPの中に載せられるのではない

かということを申し上げましたが、CMPの情報は製品があり、その製品がどういう部品で構成されているか。さらにその部品がどういう材料でできているか。さらに、その材料の中にどういう化学物質で構成されているかというヒエラルキーの情報を持つ形になります。

従来はこの物質の情報に注目していたわけですが、資源循環ということを考えますと、今まではバージン材料だけの情報を収集していたわけですが、材料の中にリサイクル材に関する情報、すなわち、どれだけのリサイクル材が使われているのか、またリサイクル材の純度はどうなの、ソースはどうなの、リサイクル材自体がプレコンシューマーのリサイクル材なのか、ポストコンシューマーのリサイクル材なのかといった資源循環に関する情報もこのヒエラルキーの情報の中に載せていくことが可能となってまいります。

また、部品に関していえば、例えば部品の中にリユース部品が入っていた場合、どこにどういう形でリユースの部品が入っているかという情報も併せて持つことができるようになります。そういう意味で、従来はバージン材の物質に関する情報をヒエラルキーで集めていたわけですが、それがさらに進化して、資源循環に資する情報も加味した形でCMPを構成することができるのではないかと考えております。

CMPをどのように実現するかということでございますが、既に経済産業省さんで電気自動車の蓄電池に関して、サプライチェーン全体でカーボンフットプリントのCO₂のデータを収集するためのサプライチェーンの情報収集システム、ウラノエコシステムというものを先駆けて開発されております。我々のデータもサプライチェーンの中で情報収集していくということになります。その情報収集していくデータがCO₂なのか、化学物質なのか、資源循環なのかということになります。

そういう意味からして、ウラノエコシステムをうまく活用する形で情報収集することで、サプライチェーンの情報収集を一本化していきたい。またCMPをつくっていく、開発コストを下げて広く多くの企業さんに使っていただくということを考えております。

現在はCMPタスクフォース、私、全体のまとめ役をさせていただいておりますが、併せてトヨタ自動車さんにもまとめ役として活躍していただいております、その下に要件、システム、ビジネスモデル、物質リストのワーキング、さらにそれぞれの産業別のチームをつくりまして、議論を進めさせていただいているという状況でございます。

現在はまだタスクフォース自体、こういうことを議論しようという任意の団体、有

志企業の集まりという形で活動しており、自動車メーカー、電機メーカー、さらに部品メーカー、化学産業の皆様、多くの産業の方に集まっています。

今後の計画になりますが、これはまだ確定したスケジュールではなく、我々が考えている想定スケジュールでございますが、2024 年に基本設計並びにシステム開発に移ってきたい。できれば 2026 年から大規模実証並びに本格的な運用開始というものを目指して努力していきたいと考えております。

これを実現するためには、多くの企業の皆様の御協力が必要だと考えておりますので、今はタスクフォースという形で動かしていますけれども、これをなるべく早くコンソーシアムという形にし、多くの皆様に御参加していただくという形で広げて進めさせていただきたいと考えている次第でございます。

説明としては以上でございます。ありがとうございました。

○東海会長・委員長 ありがとうございました。それでは、質疑応答及び意見交換に移りたいと思います。御発言に当たっては、会議室で御参加の委員はお手元のネームプレートを立ててください。ウェブでの御参加の委員は Teams の挙手ボタンを押してください。なお、なるべく多くの委員からの意見を頂きたいと思いますので、最初に御質問を受けた後でまとめて事務局から回答をお願いしたいと思います。

嶋田委員、お願いいたします。

○岡市委員代理（嶋田様） 化成品工業協会の嶋田と申します。御説明ありがとうございました。

私ども化成品工業協会は、中小企業の割合が約 70%と高く、限られたリソースの中で種々の法令等への対応について、個々に担当者を設けることができず兼務しているのが実態でございます。今回お示しいただきました各資料につきましても、事業者規模により層別を行っていただけると違いが出てくるのではないかと思います。

このような状況を踏まえまして私から 3 点、コメントをお願いをさせていただきたいと思います。

まず 1 点目が化審法に関してでございます。ストックホルム条約において廃絶対象への追加がなされた複数の物質の第一種特定化学物質への指定に向けた動きが進められています。また、次回の締約国会議で廃絶物質に追加されると見込まれる物質も複数存在します。

これらの物質の第一種特定化学物質の指定に当たっては、エッセンシャルユースや移行

期間の設定など円滑な廃絶に向けて中小企業、川下企業含めたサプライチェーン全体に対する周知、御配慮をお願いいたします。

また、来年度は前回の化審法改正から5年となり、今後施行状況を分析して必要があれば、その結果に基づいて必要な措置を講じると伺っております。成立から半世紀を経る化審法がハザード管理からリスク管理への移行、デジタル化の流れを受けて時代に即したワーク可能な規制となりますよう、アンケートやヒアリングを通じて、中小事業者の声にも耳を傾けていただきたくよろしくお願い申し上げます。

2点目が化管法に関してでございます。昨年4月より化管法改正政令が施行となりました。化学物質管理セミナー2023の開催、オンデマンド配信等を通じての事業者への周知活動、化管法SDS制度に関する運用状況と課題に関するアンケート及びヒアリング等を通じてのフォローに感謝いたします。引き続きPRTR電子届出システムの改良やGmiccsのSDS作成機能の拡充等、自前でシステムを持つことが難しい中小事業者への御支援をよろしくお願い申し上げます。

3点目といたしまして、全体的なお話になりますけれども、昨年開催されました第5回国際化学物質管理会議におきまして、国際的な化学物質管理のための新たな枠組み、GFCが採択されました。その中でマルチセクターにおけるマルチステークホルダーによるライフサイクルを通じた化学物質管理の枠組みが挙げられております。日本におきましても、従来の化審法、化管法、安衛法、廃掃法等の垣根を越えたライフサイクルを通じた化学物質の管理の仕組みを経産省様主導で御検討いただき、事業者にとっても実施可能な効率的で、人健康や環境に対して効果的な法規制体系を将来的に構築していただければと思います。

一方、欧州を中心に非常に広範囲な含フッ素化合物をPFASとして一括規制しようとしたり、非意図的なPOPs対象物質に対して極端に低い上限値を設けて規制しようとする動きがございます。これらは、日本、欧米を問わず事業者にとって実現不可能な規制、すなわち誰も守れない規制になります。このような過度の規制の動きに対抗するためには、化成品工業協会だけでは力不足であり、サプライチェーンを通じた連携が必要になります。経産省様にも可能な範囲での御助力を願えればと考えています。

以上よろしくお願い申し上げます。

○東海会長・委員長 ありがとうございました。そのほかの委員の方、いかがでしょうか。林委員、どうぞ。

○林委員 N A C S の林でございます。丁寧な御説明をありがとうございました。

国際動向を踏まえた化学物質の管理強化、マルチセクターにおけるライフサイクルを通じた管理、それからサーキュラーエコノミーへの対応まで、上流、中流あたりまでは大変すばらしいとお見受けしてお聞きしておりました。

一方で、ライフサイクルということを考えたときに、やはり生活現場、最終消費の現場でどうなっているのかというところで生活者の視点から申し上げますと、例えば佐賀県の環境審議会に出たりすると、テレビとか蛍光灯などがクリークを清掃すると底から出てくるとか、昨年も申し上げましたけれども、エアコンの取替工事をしたときに、私は実はフロンの回収作業の実習を受けたことがあったので、その場で工事業者の方がフロン回収をしていないということが分かったのですが、そういったところで回収率 100%を目指すと言いながら、なかなか難しいのかなというところは生活現場でよく見えるところでございます。

ですので、生活者事業者への周知とともにモラル教育までしっかりやらないと、化学物質の管理は全体で解決しないのかなということを生活現場で強く思っておりますので、その辺りのことをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○東海会長・委員長 ありがとうございました。それでは、オンラインで御参加されている柿本委員、どうぞ。

○柿本委員 柿本でございます。本日はオンラインにての出席です。どうぞよろしくお願いいたします。

丁寧な説明をありがとうございました。私からは消費者として 3 点コメントでございます。

まず、資料 3、10 ページあたりでございましょうか。既存製品の蛍光灯から L E D 照明への移行についてをしっかりと周知を行っていききたいと説明がございましたけれども、昨年の新聞報道によれば、L E D の照明器具の普及率は未だ 50%にとどまっているとありました。器具の交換には費用と手間がかかりますし、L E D 照明はいまだ蛍光灯より高価でございますので、省エネのためには、J E D 照明への変更が有効であることが消費者にしっかりと届けていただき、2030 年までに目標が達成できるよう対策を取っていただきたいと思います。

2 点目は、資料 5、電子届出に関してでございます。業種ごとに濃淡があるようで、ボトルネックをきちんとあぶり出しまして、しっかりと電子届出が実現するように働き

かけをぜひお願いしたいと考えております。

続きまして、資料6のグリーン冷媒の開発事業でございますが、これは待ったなしのことでございますので、より一層の取組を進めていただくよう希望いたします。

以上3点でございます。ありがとうございました。

○東海会長・委員長 ありがとうございました。では、続きまして東嶋委員、お願いします。

○東嶋委員 ありがとうございます。丁寧な御説明ありがとうございました。東嶋と申します。また、CMP構想についても御説明ありがとうございました。

私からは、報道の立場から1点意見を申し上げさせていただきます。

資料5の11ページなのですが、災害時の化学物質による被害の未然防止ということで、好事例集をつくられたということで、非常に素晴らしいことだと思います。ここに写真がありますように、具体的で目に見える形でこのように事例を集めていただけますと非常に分かりやすいと感じました。2月に公表されたということですが、1回で終わらずに、繰り返しマスコミや市町村を通じて一般の方々にも広く伝えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○東海会長・委員長 ありがとうございました。それでは、織委員、お願いします。

○織委員 ありがとうございます。私、ただいまミクロネシアのポンペイ州から参加させていただいております。

その観点からコメントという形になりますけれども、まず資料1の国際動向、GFCに関してなのですが、今まで化学物質関係で考えられていなかった廃棄物も含めてスコープに入れるというのは、世界的な動向から見ても非常に重要なことだと思っています。

ここにおいて、今私、ミクロネシア諸島を回ってきているのですが、廃棄物処理において有害化学物質の処理が手についていない、非常に危険な状態になっている中で、日本の産業界が今まで化学物質の廃棄物の適正処理に向けて、いろいろな取組、あるいは自社工場内でなっていたことは、アジアですとか太平洋地域に大きな技術の転換ができると思います。

そうした意味で、GFCの枠組みの中で日本の適正化学物質管理の在り方というものをぜひ途上国にも知らしめるといった役割をまた改めてつくっていただきたいなと思っております。

それは、東嶋さんも先ほどおっしゃった、資料5のP R T Rの災害の未然防止のところなのですけれども、ここもちろん国内でやっていくのはすごく重要なことなのですが、併せてアジアの地域、ドラム缶ですとか危険物質が管理が適正になされていない中で、地震や津波が起こっている地域も非常に多い中で、私たち日本の存在力を高めるという意味で非常にいい材料だと思いますので、国内にとどまらず、ぜひ国際的な視点という観点から、これらのツールをうまく使っていただけたらと思っています。

そして、最後にCMPに関して資料8です。これは非常にすばらしい取組だと思っています。ただ、一方で難しいなと思っているのは、従来触れられていなかったリサイクル材にするということをどこまで品質劣化といったもの、本当に使えるものかどうかという情報をこの情報の中にどうやって入れ込むのかを、業界全体でどのように検討していくのが難しいことではあるのですけれども、ぜひ頑張っていただきたいと思っています。

皆さん御存じのように、EUの自動車指令において、プラスチックの25%をリサイクル材にしようという中で、リサイクル材を使っていかなければいけない。その中で製品の安全と品質と循環型社会の兼ね合いをどうつけていくかということについて、CMPの中でどのように基準をつくっていくのかというのをぜひ検討していく、あるいはそういった劣化ですとか安全性の検討は、メーカーごと、物質ごとに違ってくるのだと思うのですけれども、そこら辺の難しさをどうクリアしていくのか。これは質問になるかと思います。その辺の感触もぜひ伺いできればなと思っています。よろしくお願いいたします。

○東海会長・委員長 ありがとうございました。それでは、一旦ここで区切らせていただきまして、今頂きました質問に対しまして事務局からよろしくお願いいたします。

○内野室長 コメントありがとうございます。

まず順に、嶋田代理から化審法の取組についてコメントを頂戴したかと思います。特に第一種特定化学物質に指定されるということは、国内では原則製造・輸入禁止という措置でございますので、我々もストックホルム条約の議論の状況は非常に注視しておりますし、その議論の動きによってはサプライチェーンに対する調査もさせていただいているところでございます。

今回指定させていただく予定のメトキシクロルは農薬でございますが、デクロランプラスですとかUV328は非常に汎用性が高く使われていると私どもも認識してございまして、こういった物質が第一種特定化学物質に指定されるような状況になったときには、事業者の皆様にも多大な影響もあろうかと思うので、その辺の周知は早い段階からさせていた

だきたいと改めて申し上げます。

施行状況につきましても、化審法について検討会では前回改正の政策効果ですとか附帯決議の実施状況などを中心に御議論いただきましたけれども、その際にも事業者の皆様にはアリングにも御協力を頂戴いただきました。当然に今後、こういった法律制度の運用見直し、あるいは改善につきましても、しっかりと化成協の皆様含め、事業者の皆様にもヒアリングに御協力いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、化管法でございます。セミナーの工夫についても着眼いただきまして、ありがとうございます。事業者の皆様が独自でシステム開発するような手間を発生することのないよう、私どももNITEでPRTTR届出システムやGmicesといったいろいろな仕組みを提供させていただいております。そういったところの改善も引き続き取り組みたいと思いますので、ぜひ率直な御意見なども引き続き賜れればと思いますので、よろしくお願いいたします。

大変恐縮ですけれども、続いて、化審法ですとか化管法に関するコメントを先に私から申し上げさせていただきます。

東嶋委員からは、化管法の化学物質管理に関する好事例集についてコメントも頂戴しまして、ありがとうございます。化管法の化学物質管理指針で災害への対応状況、あるいは市町村との連携を追記されたのがこの事例集を作成するきっかけでございましたけれども、場合によっては事業者の皆様はBCP計画とかで別途定められておられるかもしれないという思いもございましたが、化学物質の管理に特化した内容は御参考になるのではないかと私どもも思っておりましたので、改めて周知等をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

柿本委員におかれましては、PRTTR電子届出の取組状況など、業種別の実態に着眼いただきまして、おっしゃるような割合で見ると電子化率は業種によって多少ばらつきがございますので、今回はボリュームの大きい燃料小売業に関しまして、電子化のメリットなど周知を重点的にさせていただいたという御報告をさせていただきましたけれども、それ以外の業種の皆様にもこういった電子届出はどういった使い方ができるのかといったところもまだ御案内でないところもあるかもしれませんので、その辺りの周知は改めてさせていただきたいと考えております。

○神田補佐 では、オゾン層、フロン法関係をお願いします。

○畑下室長 林委員からコメントいただきましたフロンの回収についてですけれども、

フロン排出抑制法を改正しまして、フロンの回収が確実に行われるよう取り組んでいるところです。これまで、事業者や管理者の皆様に周知を図るために、パンフレットを 30 万部以上配布しております。さらに事業者や都道府県担当者向けに説明会を開催したりとか、ツイッターで広告したりと、いろいろな手段を使って周知しているところなのですが、まだまだ徹底していないところがあるかと思いますので、引き続き周知を図っていきたいと考えております。

また、柿本委員から御意見いただきました次世代の冷媒の開発についてです。我々も全く同じく待たなしと認識しております。5 年計画で次年度に 5 億円を要求していますけれども、この要求については重要と考えておりますので、引き続き事業を成功に導くため全力を挙げていきたいと考えております。

私からの回答は以上となります。

○神田補佐 国際関係、また横断的なテーマについて当方から回答させていただきます。

嶋田委員、また織委員より G F C に関するお話を頂きました。ライフサイクルを通じた化学物質管理の仕組みとなっておりまして、先ほど各委員からおっしゃっていただいたとおり、非常に広範な内容となっております。これに際しまして最初に申し上げたとおり、各制度で対象物質などが異なっているわけでございますけれども、そこで企業さんが実際に取り組みやすいような仕組みは、我々もしっかり意識しながら取り組んでいくことと、そうやってつくってきた日本の制度を国際的にしっかり展開していくことが必要だと思っておりますので、そちらについては国際会議の場を通じながら発信、あるいは海外展開の取組など進めていきたいと考えております。

柿本委員からありました L E D 化の話については、おっしゃるとおりだと思いますので、消費者にきちんと届くようということで、広報の仕方は関係者で連携しながら取り組んでいきたいと思います。

それでは、CMP について古田様からお願いいたします。

○古田様 CMP に関しまして御質問いただきまして、ありがとうございます。

これからの世の中を考えていきますと、やはり資源循環、循環型社会をつくっていくのは必須だと思っています。そういうことからすると、我々メーカーサイドからするとリサイクル材をいかにどう使っていくかということに関しては、これから頑張ってやっていかなければいけない大きなテーマだと認識しています。

まずは CMP でリサイクル材などが入っている情報の中で、これがどういう形でどうい

うものなのかという情報をきちっと頂く。その情報を頂いた上で、我々川下メーカーが材料として使えるものなのかどうかということの評価し、使えるものであったら使っていくという手順になっていくと思います。そういう意味でCMPが使える使えないの最初の材料の基礎データとして収集されていくことを期待して頑張って構築していきたいと思っています。

以上です。

○東海会長・委員長 ありがとうございました。

それでは、質疑並びに意見交換の第2ラウンドに入りたいと思います。引き続きいかがでしょうか。蒲生委員、お願いします。

○蒲生委員 ありがとうございます。大変広い範囲の内容をすごくコンパクトに要点を御説明いただいたと思っています。

幾つかの法律に対応した施策を御紹介いただいて、大変きめ細やかに対応いただいているところが正直実感ではありますが、一方で冒頭にあった国際動向を考えたときに、例えばG F Cが端的かと思えますし、また欧州の動きなどもそうかと思うのですが、例えば化学物質管理が持続可能性という文脈にすごくスコープを広げてきているとか、産業政策とほとんど一体で考えられるようになってきているという話があったりします。

また、化学物質のリスク評価の手法も今回、類推を新たに取り入れるという御紹介がありましたけれども、新しいアプローチによる評価というものをどんどん導入していくべきではないかという議論が、技術開発も含め、国際的には今すごく活発になっていると私は理解しているところです。

そのような国際動向とかを考えたときに、きめ細やかな今の対応はいいことではある一方で、若干内向き、限定的になっていないかなというところが少し懸念するところであります。

ですので、いろいろな評価技術であるとか制度上の工夫といったいろいろな論点を、産学官が協力しながら、官に関していえば経済産業省にとどまらず、広く知恵を集めて、ある種のマップのようなものを構築し、そういう基盤的な土俵をつくった上で、重点化する／しない、すぐやる／あとでやる、いろいろなことがあると思うのですが、議論していくことが大事ではないかというのがコメントであります。

もう1つ違うことで、これはどちらかというと質問が中心かと思うのですが、CMPに関してです。御説明いただいて、私自身、少し興味があり、関係する研究開発を始

めようとしていることもあって、こういうのは大変重要だなと思いました。やはり情報の流通について、特に企業秘密とかに配慮することも含めて、最新の情報技術を使った仕組みが今まさに求められていると思います。

質問としては、例えば既存のケムシエルパとの関係はどうなっているのでしょうか。また、今回タスクフォースのメンバーを見ますと、自動車や電機といった業界が中心になっているかと思うのですが、リサイクルみたいなことをいえば、日用品みたいなものを扱うような業界も含め、同様の情報流通の仕組みをつくろうとしている動きがいっぱいあるかと思うのですけれども、そういったところとの連携はどうお考えなのかというのが質問です。あと、CMPの体制図を拝見しますと、経済産業省がオブザーバーとして関わっておられるという形なのですけれども、業界の自主的な取組であることは分かる一方で、最初に申し上げたような国際情勢も踏まえ、ある種の産業政策としてこういうものも重要ではないかと思う中で、経済産業省としてのこれに関する関わり方はどうお考えかというのが質問です。

以上になります。

○東海会長・委員長 ありがとうございました。それでは、須方委員、お願いします。

○須方委員 今、蒲生先生からもございましたが、リスクアセスメントについて少しコメントさせていただければと思います。

私自身、化審法に代表されるように、日本の化学品規制において、リスクアセスメントは根幹だと思っています。一方で、EUに代表されますように、国・地域によって政策は異なります。例えばEUの場合はグリーンディールを発表したときに、それに付随してゼロ・ポリューション・アクトを発表したというように、彼らは彼らの政策で場面によってハザード管理を主張するようなことが出てきています。

このような状況で国際社会に目を向けてみますと、例えば国際議論の中でEUのように自地域の政策にのっとなってハザード管理を主張してくる。あるいは、化学品規制が日本のように整備できていない国の視点でハザード管理を主張してくるような場合もございます。そういった国際議論の情報は、現在社会では、日常社会の中に情報があふれ出ていますので、いろいろな方がいろいろな知識レベルの下で入手されています。

今、足元、日本国内で大きな問題になっていると私は認識しておりませんが、こういった状況を考えると、一般の方々に対して不安要素になるような火種はあると思うのです。ですから、こういった状況を考えて、そういった不安が広がらないように、1つはリスク

コミュニケーションを日頃よりしっかり行い、日本国内では化学品規制に従った安全管理がしっかりできているということを示していくことが国内としては大切だと思います。

一方で、技術的な観点では、科学的な対応が追い付かず、予防的アプローチとの兼ね合いの中で、ハザード管理を主張するような流れもあるのは事実です。そういったことに対して透明性を持って、かつ計画的に先を見据えた科学的対応をしながら、予防的なアプローチだけではないことを示していく必要が日本としてもあるかなと思います。

そして、このようなリスクアセスメントとリスク管理に基づいた日本の取り組みに関し、国際舞台においてEUが自国の政策に基づいた主張をするように、日本も日本の化学品規制の根幹であるリスクアセスメントがなぜ日本においては化学物質の安全性管理において有効であり、実現できているのかをしっかりと打ち込んでいただくことが大切です。国内、国外に向けた対応をぜひお考えいただけたらと思います。

以上です。

○東海会長・委員長 ありがとうございました。そのほかの委員の方々、いかがでしょうか。町野委員、お願いします。

○町野委員 御説明いただき、ありがとうございます。CMPにコメントさし上げたいと思います。

この制度自体は素晴らしい取組だなと思っておりまして、実際私も過去にサプライチェーンの中でのヒューマンエラーみたいなところでうまく情報伝達がいなくて、ヨーロッパの規制に引っかかってしまったという事案にも遭遇したことがありますので、こういう仕組みがうまく整えば、そういう事故も防げるのではないかと思います。

一方で、サプライチェーンの一番川上に行くと、一個一個の企業がすごく小さくて、しかも1つの製品の中にたくさんの部品があって、その一つ一つの部品を作っている企業がとても小さいというのがよくあるところでして、そういった企業にどれだけこの仕組みに参加していただけるかというところがこの取組の成功にかかっているのかなと思ひまして、一部しか参加してもらえないと、多分あまりうまくいかないと思うのです。

そういう小さい会社というのは、入力したり、一つ一つの作業が非常に負担であると。特に今回、化学物質に関する情報だけではなくて、リサイクル材情報だとかかなりたくさんの情報を川上企業で作業を負担するということになるので、取組自体素晴らしいと思うのですけれども、そういうところに負担が集中する中でうまく参加を促せるような仕組みをぜひ御検討いただきたいと思います。

以上です。

○東海会長・委員長 ありがとうございました。それでは、神谷委員、どうぞ。

○神谷委員 神谷と申します。本日初めて参加させていただきました。

私ども、めっきという作業をしております。主に自動車部品、それから家電製品などの部品の表面に付加価値をつけるという作業をしております。今回の話は非常に関係がございまして、処理する途中での処理液にも薬剤が入っております。また、完成しためっきの表面にいろいろな規制物質も入っております。ですから、私ども非常に重要な案件でございます。本日もストックホルム条約で電気めっきで使用しているというものもございました。こちらは対応済みということを伺っております。

一方、私どもめっき専門者は小さな規模でやっているところが非常に多くございます。笑い話のような話ですけれども、まだファクスにしてくれというぐらいの企業さんもおられます。ということで、電子化するのが管理する側としては一番いいと思うのですけれども、その部分からまず御指導願わないとなかなか難しいのかなということを感じております。

さっきお話を伺いまして、非常に柔軟に対応されていてありがたいなと思います。どうしても対応できない薬剤の処理をE Uなどはゼロにしろみたいなことを言うのですが、完全に無理だということが分かっているのにそういう指示が来るのです。先ほどのお話を聞きますと、その部分は割と柔軟に対応されていると感じております。その辺は助かると思っております。

あとCMP、一連で管理する。先ほどから申していますように、私どものめっきというのは、今、薬剤メーカーさんから薬品を仕入れて処理しているということで、その中に何が入っているかというのはよく話題になっていますけれども、企業秘密ということで教えてもらえないのです。CMPの図では、右から何を使っているのだという調査が来るのですけれども、左のほうは教えてくれないのです。私どもは部品メーカーなので材料のほうは。そうしますと、こんな書類は不備だということで突っ返されるのですけれども、化学メーカーさんに指導しないと、多分全体把握は難しいのではないかと思います。

私から以上です。

○東海会長・委員長 ありがとうございました。福田委員、お願いします。

○福田委員 日本化学工業協会の福田でございます。説明どうもありがとうございました。

国内のいろいろな施策を考えていただくに当たって、やはり世界の動向ですとか技術動向を加味して政策に反映する必要があるという中で、世界の動きについては今日もGFCに触れられておりましたけれども、この国際的な枠組みの中にもステークホルダーとして政府、政府間組織、市民社会、産業界、アカデミアなどという表現がありますが、本日の委員の方を拝見しますと、広くカバーされているのかなと考えますので、ぜひ引き続きこういったバリューチェーン全体の関係者が参加して、課題について議論していく環境づくりを継続していただきたいと思います。

もう1つはCMPに関してなのですが、こちらは今後、新しい技術、ブロックチェーンを活用して、膨大なデータを処理していくということになると思うのですが、ステークホルダーによってデータの利用目的や利用方法が異なることが考えられますので、データの一元管理ですとかほかのシステムとの互換性をぜひ確保したデータの構築をお願いしたいと思います。

また、化学品は当然国を越えて動いていきますので、データについても国境を越えて共有される必要があると思います。ヨーロッパなどはそういったところが比較的進んでいますので、データ活用など国際動向を見据えて、こういったデータ管理の構築を検討していただければと思います。

以上です。

○東海会長・委員長 ありがとうございました。それでは、田辺委員、もし何かあればよろしくお願いします。

○田辺委員 御説明ありがとうございました。主婦連合会の田辺でございます。

質問させていただきたいと思います。資料4につきまして、平成29年の改正に基づいて、新規化学物質の国内総量規制を環境排出量に変更したことにより、その後の環境への負荷がどのようになったのかということをお伺いしたいと思います。

あと資料8なのですが、タスクフォースメンバーリストに現在では49の企業、団体が推進中とありました。実際には川上から川下の企業まで、最終製品として1万点あるという中で、2027年には業界横断型で取り組んでいきたいという御報告がありましたけれども、実際に目標とするところの話をもう少し伺いたいと思いました。

以上でございます。

○東海会長・委員長 ありがとうございました。それでは、全委員の皆様から御意見を頂戴できたかと思います。それでは、事務局からお願いします。

○内野室長　化学物質安全室、化学物質リスク評価室の内野でございます。貴重な御示唆ありがとうございます。

蒲生委員から頂きました、産官学の連携を今こそというコメントにつきましては、例えば化審法ですと化学物質の評価の仕方について、基本的には実験データを採用していただき、それを新規化学物質の審査のときに出していただくというところでございます。

本日御紹介したのは、分解性の評価については、類推という形で代えることを公表させていただいたところですが、それ以外でも毒性の評価、厚労省、環境省でやっていただいている部分も含めて、New Approach Methodologies (NAMs) と呼ばれる評価方法を動物実験代替の流れとともに、各国で議論されているということでもございますので、今までのデータで何ができるのか、類推といったこともその一例でございますが、そういったことをまとめながら議論していくにあたっては、我々官だけではなくて有識者の先生方、産官学、そして実際に化審法あるいは化管法等を遵守してくださっている事業者の皆様のお知恵もお借りしながら、検討させていただきたいと考えております。

須方委員から頂戴しましたリスクアセスメントについてのコメントは、化審法では平成21年改正から既存化学物質の評価にリスク評価という概念を導入し、併せて事業者の皆様に化学物質の製造・輸入数量の届出義務を課すといった形で実現してきたところです。その施行後10年以上たって、先ほどの蒲生委員からのコメントの「内向き」な評価の仕方になっているのではないかという御示唆にも関連するかもしれませんが、我々蓄積してきた経験に基づいて、ともするとルーティンに肅々と評価を続けてしまっているということもあるかもしれません。

ですので、ここはそういったデータを踏まえて、もう少し合理化することができるのかできないかといった、先ほど蒲生委員から頂戴した論点ですとか、須方委員からございましたような日本の根幹であるリスクアセスメントによって、こういった形で日本の中で環境汚染の防止という化審法、あるいは化管法も事業者の届出を促すことで自主管理を称揚するものでございますけれども、そういった効果がなされているといったことについて、しっかりと知らしめるということを取り組んでいく必要があるようにも思いました。

神谷委員から頂戴しました点に関しましては、例えば先ほど御紹介したP R T R電子届出で紙届出が多いというのも、事業者さんにおかれては去年の紙届出を一定程度保存していただいて、同じようなものを届出するという紙届出なりのメリットがきつとおありだったのだらうと思っております。ですので、そういったところも含め、こういった制度の周

知については、前後関係もしっかり分かるような形で、中小の事業者の皆様にも届くような形で周知をしっかりしていきたいと考えております。

田辺委員からございました化審法の前回改正で少量新規化学物質、あるいは低生産量新規化学物質制度を環境排出量ベースに変えたことによる環境負荷への影響でございますけれども、事業者の皆様には環境排出量ベースで評価してほしい場合には、事業者が用途を自ら申し出るのではなくて、サプライチェーンの先の事業者からしっかりと用途証明書という形で出したものをファクトとして我々も環境排出量を推計しているところです。

用途を出せない事業者、出されない事業者も一部おられますけれども、そういった場合は、環境排出量1トンつくりたかったら、1トンが全体環境排出されるという極めて安全側でしっかりと評価しておりますので、こういった改正によって全体の環境汚染のおそれが当然ないように進めさせていただいているといったところでございます。

一旦化審法、化管法関連は以上でございます。

○西山課長 私から一言。蒲生委員から各国共、化学物質管理にいろいろ持続可能性だとか産業政策と一体になっている中で、評価技術を初めとして、化学物質管理としてのインフラとして技術マップなりをつくって、どこを重点化するかを戦略的にやれということをお示しいただいたこともそうですし、それから福田委員から世界の動向や技術動向を踏まえて、各国ともいろいろやっている中で、官、政府だけではなくて、研究者、それから学者、民間企業といった人たちとバリューチェーンを支えている人たちみんなでどのように戦略的に対応していくかという御示唆だったかと思っていますので、内向きにならず、そういう方々と常にコミュニケーションしながら、化学物質管理でありますけれども、化学産業政策とも深く関わりがありますので、しっかりとやっていきたいと思っております。

以上です。

○神田補佐 CMPについて、経産省の立ち位置について御質問がございました。経産省の立ち位置として、これが事業としてワークするかというところが非常に大事だと思っております。そのためには、いろいろな委員から御指摘がありましたけれども、参加者を増やしていくといったところ、また福田委員から御指摘がありましたが、システムの互換性を担保する、あるいは国際的な部分でつなげるようにするといった観点が重要だと思っております。

経済産業省の中でウラノスエコシステムというまさにデータ連携のための取組も進めているわけですが、こういったところも含めて民で進んでいる取組をほかの取組とし

っかりとつなぐというのが経産省の役割であると思って関与させていただいているところ
です。

中身について、古田様よりお願いします。

○古田様 いろいろ御質問並びに御質問いただきまして、ありがとうございます。応援
メッセージだと受け止めさせていただきます。

まず、ケムシェルパとの関係、それから他産業への広がりをごどのように考えているのか
ということでございますが、ケムシェルパは冒頭申し上げましたバケツリレーをしていく
ための1つのフォーマットでありますので、ケムシェルパは電機業界で広く使っています
けれども、これがCMPに徐々にシフトしていくのではないかと考えています。ただ、当
然過渡期はございますので、過渡期に関してはCMP、それからケムシェルパが共存でき
るような形で考えていきたいと思っております。

また、他産業への広がりですけれども、取りあえず現在はまず自動車、電機で議論を始
めさせていただいております。特に電機はいろいろな産業で広く使われる形になりますの
で、まずこの2つの産業でつくったものを他産業でも広く使っていただけるような取組と
いう形に発展させていきたいと考えております。

また、中小企業様への配慮がやはり必要だということに関しましてはまさにそのとおり
であります。サプライチェーンの中で切れてしまったら、情報が途絶えてしまったら、何
の役にも立たない情報になってしまいます。今でも力尽くで無理やり情報をつないで、
我々法規制をきちっと担保した製品づくりをさせていただいているわけですけれども、や
はり中小企業さんをきちっとつないでいくことに関しては、CMPの中で努力して、何と
かなし得ていきたいと考えておりますので、ぜひ御理解並びに御協力をお願いしたいと思
います。

最終的にどれぐらいの規模を目指すのかということでございますが、現在、ケムシェル
パでは半年に1回フォーマットを法規制のアップデートに合わせてアップデートしており
ます。そのダウンロード数から見ると7万ぐらいになっています。当然、1社、複数の方
がダウンロードしていることも考えられますが、大体3、4万に近い企業さんが何かしら
の化学物質の情報連携に現在も携わっていただいていると考えています。

また、我々のサプライチェーンの約半分は海外になります。海外でもケムシェルパは1
万を超えるダウンロード数があり使用されていると考えています。そういったものを今回
CMPに置き換えてまいりますので、議論は今まで40社、50社で始めさせていただいてお

りますが、最終的にはそれぐらいのサプライチェーンをつないでいくところを目標に進めさせていただきたいと思っています。

また、いろいろなシステムとの互換性並びにグローバルなデータ活用が当然課題になっておりますので、ここは国際規格にも参加し、また国際規格の情報をきちっと取り込むことで、グローバルに通用する仕組みとしてつくり上げていくことが必須だと考えております。

最後に、経済産業省様に関しては、ウラノエコシステムを活用させていただくというところで、私どもからもぜひこれからも支援を賜りたいと考えている次第でございます。

以上でございます。

○東海会長・委員長 どうもありがとうございました。

最後に私から一言意見があります。短期的な課題もさることながら、中期・長期的に取り組まなくてはいけない課題が多々出てきたと思います。そういった課題に対して、誰がそれを担っていくのかということをもうちょっと若い年齢層から教育して、こういう課題に携わっていける人材育成もぜひどこかにとめておいていただければと考えております。

皆様、活発な御議論いただきありがとうございました。

最後に、議題2の化学物質審議会の審議状況等についての報告について、事務局から資料9の説明をお願いいたします。

○内野室長 それでは、資料9に基づき御説明させていただきます。

化学物質審議会につきましては、本日開催させていただいているこの会議の下に2つの部会がぶら下がる形になっております。審査部会と安全対策部会でございます、いずれも主に化審法に関する御審議を頂戴しているものです。

2ポツでございますが、(1)の審査部会について、どのような役割かというところを①に書かせていただいております。主に化学物質の性状に基づいて判断する事項ということで、新規化学物質の上市前の判定、併せて上市後の化学物質につきましても、監視化学物質、いわゆる難分解、高蓄積であることは分かるけれども、有害性が不明という化学物質の指定、あるいは製造・輸入数量の原則禁止という措置も係る第一種特定化学物質の指定といった、主に3点について御審議いただくことになってございます。

構成員につきましては、現在5名の委員の先生方になっていただいております、年におよそ10回のペースで御審議いただいているところでございます。

2ページ目が今年度の審議結果でござす。先ほども御説明させていただきましたので、詳

細の御説明は割愛させていただきますが、第一種特定化学物質として指定すべきかどうかにつきまして、こちらの審査部会で御判断を頂戴したところでございます。

続いて、④の（b）新規化学物質の判定につきましても、都度事業者の方々から届出される新規化学物質のデータに基づいて、それがどのような性状を持つのかといったところにつきまして、環境省、厚労省の委員の先生方とともに御判定いただいているところです。

続いて、3 ページ目の安全対策部会でございます。審議事項につきましては、大きく 2 つございまして、1 つ目が化審法の関係でございます。第一種特定化学物質に指定される御判断は審査部会でしていただいた上で、その具体的な規制措置、例えば第一種特定化学物質が含まれた場合に輸入が禁止される製品は具体的に何か、あるいは第一種特定化学物質に指定されとしても、代替不可能な用途についてはエッセンシャルユースとして引き続き製造・輸入を可能とする規定がございますけれども、それを指定する必要があるのかといった御審議をいただくとともに、第二種特定化学物質の指定に関する指定そのものと具体的な規制措置について御審議いただいております。

また、監視化学物質ですとか優先評価化学物質それぞれにつきまして、データをよりしっかりと採る必要があるという御判断があった場合には、それを取り扱う事業者に対して有害性調査を行うような指示をするかどうかといったところについても御審議いただいていることでございます。

また、年間のルーティンで毎年頂いていることとしては、スクリーニング評価の結果を踏まえて、新しく優先評価化学物質を指定すべきかといった御審議も頂戴しております。

また、併せて化管法につきましても、安全対策部会の場で第一種指定化学物質、第二種指定化学物質についても指定について御審議いただいているのがこちらの部会でございます。

委員の先生方につきましては、3 ページ目の下段に記載してございまして、実際の開催状況につきましては4 ページ目を御覧ください。今年度につきましては、都合 3 回開催させていただきました。

審議結果につきましても、4 ページに記載してございますが、まず第一種特定化学物質に使用されている製品で輸入を禁止すべきもの、あるいはエッセンシャルユースとして指定すべき用途について御審議いただいたところです。こちらは 11 月と今年の 1 月の部会で御審議を頂戴したのになります。概要は表のとおりでございます。

続いて、6 ページ目でございますが、第二種特定化学物質への指定につきましては、昨

年9月の安全対策部会で先ほど御紹介したN P Eについて第二種特定化学物質に指定するということを御審議いただくとともに、その具体的な規制措置、例えばN P Eが含まれる水系洗浄剤につきましては、表示の義務等を課すという御審議をいただいたところでございます。

また、6ページ目の(c)でございますが、優先評価化学物質に指定につきましても、11月に御審議いただきまして、人健康影響の観点から7物質、生態影響の観点から6物質が優先評価化学物質として指定するということになってございます。

そのほかリスク評価について、より詳細な評価の内容につきましても御審議いただいたところでございまして、例えばテトラメチルアンモニウム＝ヒドロキシドといった物質につきましても、より詳細な審議を頂いてございます。

今年度は3回でございましたが、今後も年に4回程度の開催を予定しているところでございます。

そのほか8ページ目、9ページ目には部会での審議内容を化学物質審議会に諮問、答申といった形で、まずこういった御審議をさせていただきますという諮問、併せてその審議結果がこうなったという御報告を都度させていただいております。そちらについても一覧でまとめさせていただいておりますので、御参照いただければと思います。

御説明は以上になります。

○東海会長・委員長 ありがとうございました。本報告事項につきまして、御質問等ございます場合は、先ほどと同様にお手元のネームプレート、または挙手ボタンでお知らせください。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして化学物質審議会産業構造審議会化学物質政策小委員会の合同会議の議事を終了いたします。本日頂きました御意見等踏まえて、事務局においては今後の化学物質管理政策を進めていただきますようお願いいたします。

事務連絡について事務局からお願いします。

○神田補佐 活発な御議論をいただきまして、誠にありがとうございました。本日の議事要旨及び議事録に関しましては、事務局で作成の上、委員の皆様に御確認いただいた後、経済産業省のウェブサイト上で公表する予定となっております。

以上をもちまして化学物質審議会化学物質政策小委員会の合同会議を終了いたします。御参加いただきまして、ありがとうございました。

—了—